



“そっとしておいても差別は決してなくなりません！”

「部落差別解消推進法」(部落差別の解消の推進に関する法律)

平成28(2016)年12月16日から施行(法律が現実にも効力をもつようになること)

① 部落差別問題(同和問題)とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活のうえでさまざまな差別を受けるなどのわが国固有の人権問題。

② 「部落差別解消推進法」の内容(要点をまとめたもの)

《目的》現在もなお部落差別は存在する(ある)。情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化(インターネット上での差別表現など)が生じている。日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないもの(部落差別は社会の上で悪)→部落差別のない社会の実現を目的とする。

※この目的を示したはじめての法律

《理念》全ての国民が基本的人権(誰もが、人間らしく生きる権利)を尊重されるという理念にのっとり、部落差別解消の必要性に対し、国民一人ひとりの理解を深めるよう努める。

《責務》国は、部落差別解消に関する取り組みの実施と都道府県・市町村(地方公共団体)の取り組み推進のための情報提供、指導・助言をする責任がある。地方公共団体は、国との役割分担をふまえ、国や他の地方公共団体と連携をし、その地域の実情に応じた取り組みの実施に努める責任がある。

《取組》相談体制の充実。教育及び啓発の実施。国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別についての実態調査を実施する。

③ 「部落差別解消推進法」施行の背景(なぜ、法律ができたのか)

○結婚差別。身元調査。差別文書(はがき・手紙など)事件。被差別部落を避ける意識の存在。

○インターネット上での匿名性による差別書込みや、差別につながる情報の氾濫と拡散。

○国連からの再三にわたる人権に関連する法律の整備勧告。

全ての人々が幸せに暮らせるまちに・・・

「そっとしておけば、差別はなくなる」「自分とは関係ない」という考えは、差別を許し、広げていくことになります。差別をする人の心が、差別をつくり出してしまいます。差別問題を自分のこととして考えるとともに、差別をなくすための人と人とのつながりが、私たちに求められています。

□ 隣保館は、あなたの身近な相談窓口です。

隣保館では、人権に関すること、生活のこと、就労のことなど、さまざまな相談に応じています。

町内にお住まいの方であればどなたでも相談に対応いたします(相談無料)。

相談内容は固く守られていますのでご安心ください。なお、相談は電話でも受け付けていますが、相談内容によっては、ご来館が必要な場合もあります。

10月の行事予定

※(保) 玖珠町隣保館

6日(水)午後3時30分～	書き方教室(保)	20日(水)午後3時30分～	書き方教室(保)
7日(木)午後1時30分～	生花教室(保)	21日(木)午後1時30分～	生花教室(保)
10日(日)午後1時30分～	編物教室(保)	24日(日)午後1時30分～	編物教室(保)
14日(木)午前9時30分～	茶道教室(保)	28日(木)午前9時30分～	茶道教室(保)

※カラオケ教室は休講

ハローワークの求人情報もありますので、お気軽に隣保館にお尋ねください